

オープンイノベーション促進税制（新規出資型）の概要

- 国内の対象法人等が、オープンイノベーションを目的としてスタートアップ企業の株式を取得する場合、取得価額の25%を課税所得から控除できる制度。



出資：所得控除25%



出資法人：事業会社
(国内事業会社又はその国内CVC)

資金などの経営資源

革新的な技術・ビジネスモデル

出資先：スタートアップ

(設立10年未満の国内外非上場企業)
売上高研究開発費比率10%以上かつ赤字企業の場合、
設立15年未満の企業も対象（※1）

<所得控除上限額>

- 1件当たり12.5億円以下（※2）。対象法人1社・1年度当たり125億円以下（※3）

<出資行為の要件>

- 1件当たりの出資金額下限：大企業は1億円、中小企業は1千万円（海外企業への出資は一律5億円）
- 資本金増加を伴う現金出資（発行済株式の取得は対象外）、なお純投資は対象外
- 取得株式の3年以上（※4）の保有を予定していること

※1：令和4年4月1日以降の出資が対象。 ※2：取得額換算50億円/件。なお、令和4年3月31日までの出資については、25億円（取得額換算100億円/件）。

※3：オープンイノベーション促進税制（M&A型）と合算。 ※4：令和4年3月31日までの出資については、5年以上。